

第 1 4 回

行 方 郡 合 併 協 議 会

平成16年11月29日（月）

行方郡合併協議会事務局

第14回行方郡合併協議会 会議録

●日時：平成16年11月29日（月）午後2時から3時29分

●場所：北浦町役場「大会議室」

●開 会

●あいさつ

●議 事

（1）報告事項

①第1回新市特別職報酬等審議小委員会の結果について

②住民説明会の結果について

（2）協議事項

①新市建設計画（案）について（継続）

②事務事業の統一時期（案）について

（3）提案事項

○合併協定書（案）について

（4）その他

①新市の組織体制について

②今後のスケジュールについて

● 出席委員（33名）

会長	横山 忠市	副会長	伊藤 孝一	副会長	坂本 俊彦
	酒井 勝男		原 延征		高野 貫一
	平野 晋一		齋藤 一男		成嶋 常松
	茂木 正治		宮内 守		塙 仁
	磯山 信也		磯山 茂男		橋詰 芳明
	山崎 實		宮内 勲		鈴木 忠芳
	兼平 佳子		山崎 和久		坂本 瑞夫
	大川 久子		真家恵久子		大曾根輝江
	篠塚 一郎		吉田 和江		阿部 君子
	平山 一巳		河野 秀雄		栗又 敏治
			額賀 宏		大崎 博之
	阿部 薫				

● 欠席委員

羽生 勇	藤咲 康二	笠尾 卓朗
------	-------	-------

● 出席顧問

なし

○一條事務局次長 本日の司会を務めます一條でございます。よろしくお願い申し上げます。

まず、はじめに、伊藤副会長より開会のごあいさつをお願いしたいと思います。

○伊藤副会長 どうも皆さん、こんにちは。

ことしもあとわずか1カ月になってまいりました。そういう忙しい中、委員の皆様方にご参集いただきまして、大変ご苦労さまでございます。

ただいまより第14回行方郡合併協議会を開催いたします。よろしくお願い申し上げます。

○一條事務局次長 それでは、横山会長よりごあいさつをお願いしたいと思います。

○横山会長 それでは、一言ごあいさつを申し上げたいと思います。

本日は、皆様方におかれましては、公私ともに大変お忙しい中、第14回の行方郡合併協議会にお集まりをいただきまして、大変ありがとうございます。

また、さきに開催をいたしました住民説明会におきましても、皆様方にご出席をいただいたこと、重ねて厚く御礼を申し上げる次第でございます。

さて、行方郡3町の合併協議も建設計画を残すのみとなっております。本日は住民説明会の結果についてご報告を申し上げたいと思います。また、県との事前協議でございますけれども、修正を要する箇所が何カ所かございます。これにつきましてもご協議をお願いいたしたいというふうに思っているところであります。

新市の発足に向けまして、実りある協議になりますよう、円滑な議事進行に努めてまいりたいと思っております。何とぞご協力のほどお願い申し上げます。

以上、あいさつにかえさせていただきたいと思います。

本日はご苦労さまでございます。

○一條事務局次長 ありがとうございます。

早速議事に移らせていただきたいと思います。

合併協議会規約第10条第2項の規定により、横山会長に議長をお願いし、議事を進めたいと思います。よろしくお願いいたします。

○横山会長 それでは、規約に従いまして、議長を務めさせていただきたいと思います。

ご協力のほどよろしくお願いをいたしたいと思います。

なお、本日の出席委員でございますけれども、33名でございます。定足数に達しているわけでございますので、議事を進めさせていただきたいと思います。

まず、会議録署名人でございますけれども、会長から指名をさせていただきたいと思います。

麻生町の磯山委員さん、北浦町の齋藤委員さん、玉造町の坂本委員さんをお願いをいたしました。

いと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、会議次第に従いまして議事を進めさせていただきたいと思います。

まず、報告事項の①でありますけれども、第1回新市特別職報酬等審議小委員会の結果について、を議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

○江寺事務局次長 皆様、ご苦労さまでございます。

第1回の新市特別職報酬等審議小委員会の結果について、概略の方をご報告させていただきます。

10月19日、前回の第13回協議会終了後に行われました。出席委員数等については、こちらに記載のとおりでございます。

協議事項2点ございまして、まず1点は委員長、副委員長の選任でございます。協議によりまして、鈴木忠芳委員に委員長をお願いし、山﨑実委員、真家委員に副委員長をお願いするということで決定をされましたので、ご報告を申し上げます。

そのほか、報酬額の検討ということでございますけれども、第1回の小委員会におきましては、具体的な額を決定するための基本的な考え方をどうするのかということで、意見を出していただいたというような内容でございます。こちらの方に主な意見を書いてございますけれども、先行の合併事例の例を参考にするであるとか、他の地域、そして行政改革を進めるということで、そういう財政状況も踏まえて決定をするべきだというのがこちらの主な意見の概要かなというふうに思われます。

そのほか小委員会の中で、詰められる数が決まっておりますけれども、そのほかの報酬についても一定の方向を出さないと、全体のバランスだとか、行革の趣旨を達成できないと、そのような意見を出されたところでございます。

第1回の小委員会につきましては、以上のとおりでございます。

○横山会長 続きまして、委員長に選出をされました鈴木委員長さんからごあいさつをいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○鈴木忠芳委員長 ただいまご紹介をいただきました玉造町の鈴木でございます。

第13回合併協議会の終了後、各町4名ずつの委員さんに集まっていただいて、今回委員長という役をいただきました鈴木でございます。何とぞよろしくお願いいたします。

○横山会長 ありがとうございます。

それでは、先ほど事務局より説明をいたさせました。

ご質問等がございましたならば、お願いをいたしたいと思います。何かありますか。

(発言者なし)

○横山会長 それでは、ないようでありますので、第1回小委員会の結果につきましては、以上のとおりとさせていただきますと思います。

小委員会の委員の皆様方にはよろしくお願いをいたしたいと思います。

次に、報告事項の②でありますけれども、住民説明会の結果について、を議題といたします。

11月1日、月曜日から21日までの間に、計21会場で住民説明会を行ったわけでありまして、その結果について、事務局より報告をお願いいたしたいと思います。

○江寺事務局次長 それでは、引き続きまして、資料の方、2ページ以降でございますけれども、ごらんいただきたいと思います。

住民説明会の結果についてということで、こちらの方に日程と参加者を書かせていただいております。麻生町が6会場で、参加者数 347名、北浦町が9会場、159名、玉造町が6会場、380名ということで、合わせまして 886名の方々にご参加をいただきまして、今回の住民説明会を開催させていただいたところでございます。

説明内容につきましては、こちらの委員の方々にもご出席をいただいたところでございますので、確認になりますけれども、行政制度の調整方針、そして今後の合併までの流れについて、ご説明をさせていただきました。そして、新市建設計画につきましては、スライドを活用いたしまして、考え方、住民からの要望、そういうものがこういうものであったということについてご説明をさせていただきまして、ご意見をいただいたところでございます。

質疑の結果につきましては、3ページ以降でございますけれども、回答につきましては皆さんご案内のとおりでございますので、質問の項だけ、簡単に私の方で朗読をする形で報告をさせていただきますと思います。

麻生会場になりますが、当初、平成17年3月を目標としていた合併期日がなぜ半年延びたのか、またそれによるデメリットはというご質問がありました。そして建設計画の中に新庁舎についての具体的な説明がなかったけれども、どういう内容かというご質問。新庁舎の面積、規模は具体的に決まっているのかというご質問。それから3町の債務を合計すると幾らあるのか、返済に関するシミュレーションがあるのかというご質問。それから償還金の利子がどれくらいあるのかということ、議会議員の在任特例を平成19年3月31日とした理由は何か。また54人とあるが、多過ぎるのではないか、報酬はどうなるのかというご質問。合併に伴い税金は上がるのか下がるのかというご質問。新庁舎建設後、旧3町に残ったそれぞれの庁舎に窓口業務を残

すのかというご質問。合併後も蔵川、麻生、小牧というような大字名を残してほしいというご要望等のご質問。国保税は上がるのか、税率はどのように調整するのかというご質問。1号被保険者の介護保険料が違うが、合併後不平等にならないのか。これまで払った額が違うけれどもということが前提になるのかなと思います。それから、行政、住民間の連絡調整はどうなるのかというご質問。

4ページに進んでいただきたいと思います。

市になった場合に、区長の人数は減らすべきではないか。納税組合報奨金の廃止によって、税金の徴収率が下がるのではないか。納税組合はなくなるのか。ごみの収集日が祝日と重なった場合、翌日の回収がないけれども、合併後は回収をお願いしたいということ。スケールメリットとはどういうことかということ。地方交付税の財務省の削減案が実施されると、新市の財源は厳しいだろうというご意見。それから他の合併事例で思いもよらない負担があったと聞くと、そのようなことが起こらないように配慮をお願いしたいというご意見。現在3町で進めている事業計画や地域要望について、合併後も継続して進めてほしいというご意見。高齢者に対する病気予防のための施策や高齢者参加型の健康増進施策をお願いしたいというご意見。議員や職員等の賃金が高くならないよう調整してほしいというご意見。住民が合併してよかったと思えるような市をつくってほしい。それから新市では自然災害に対して、住民が安心できるような施策をお願いしたい。それから、町内のこれまで懸案となっている道路整備を優先してほしい。農業がよくなれば、すべてがよくなると思うので、合併後も農業に対する支援をお願いしたいというのが麻生町の会場での質問であります。

続きまして、北浦町の会場ですけれども、5ページでございます。

合併しても北浦庁舎で普通の用事が足りるのかという質問です。それから各庁舎への課の配置はどうなるのか。新庁舎の建設場所は決定したのかというご質問。新市の中心はどこになるのか。新庁舎の建設費用はどのくらいか。新庁舎を建設しないで、3町役場を使っていく方法もあるのではないか。また、新庁舎の建設費はどのくらい見込んでいるのか。市民税と町民税は同じかというご質問。納税協力報奨金はなくすのか。組合を残した方が徴収は上がるのではないか。それから国保税は北浦町が低いと思われるが、どう調整するのか。それから区長会制度について、各町で運営方針に違いがあり、どのように調整するのか。町道の整備については合併すると先送りになるのか。生活道路はランクづけで実施してもらいたい。県道山田玉造線や山田川の改修などの整備はどうなっているのか。鹿行大橋はどうなっているのか。これ整備の関係ですね。それから北浦町は下水道は整備されていないが、合併後に取り組む計画はある

のかと。合併後は小学校の数が減っていくのか。学校を統合すると通学等の問題が生じるのではないか。幼稚園の入園料も値上げする方向でいくのか。広報無線はどうなるのか、新市全体に流れるようにするのか。ポイ捨て禁止条例を制定してはどうかというご質問がありました。

続いて、6ページの方をごらんいただきたいと思います。

火葬場に斎場はないが、設置する案はあるのか。生活保護は県から新市へ移るわけだが、どうなのか。北浦荘は残るのか、またサウナがあればよいのだがというご要望です。農業振興センターは合併するとどうなるのか。新市の農業振興施策はどのように、また加工施設の整備を検討してはどうか。みず菜は北浦で初めて銘柄産地指定となるが、麻生町の甘薯、玉造町のエシャレットが指定を受けているが、合併したら新市全体が指定になるのか。みず菜は北浦で産地化されたが、今後一層努力が必要である。土地改良区への補助金はどうなるのか。北浦複合団地については、一部道路を整備することは聞いたが、企業誘致はどうなっているのか。県の農業改良普及センターと町を一つの組織にして、農業進行の拠点にできないのか。北浦ふれあいまつり等のイベント事業が合併するとどうなるのか。道の駅をつくってはどうか。姉妹都市の案はないのか、良好な土地もあり、提携したらいいのではないか。合併すると大きな仕事には取り組むが、小さな仕事には取り組まないのか。合併した場合の財政的なメリットはどのくらいか。庁舎をつくったら、なし崩し的にいろいろな物をつくられてしまうのは困るということ。

来年度の予算編成は合併までか、それとも年間の予算になるのか。10年間で健全な財政運営を図るとあるが、交付税も減らされており、財政をどうするのか。人口をふやす努力をすべきである。民間でできることは民間でということであるが、補助金等については整理統合ばかりでなく、各種団体も統合するものや活動を活発化していくものもあるので、市民主役のまちづくりを進めてほしい。明るいまちづくりを進めるとあるが、行方市では市街地がなく、どうするのか。合併調印はいつごろか。行財政の基盤は年度ごとに計画を立てているのか。人件費を減らすということは、職員数を減らすということか。合併特例債終了後の10年後はどうなるのかというご質問。10年間で今の職員が相当数やめ退職金も多くなるが、不足分はどうか。合併に伴う財政支援である220億円は何にでも使えるわけではないと思うが、どのようなものに使えるのか。近々北浦町で実施しなければならない事業は何か。県の出先機関が3町の中でばらばらになっているが統一するのか。大洋村では「とっぷさんて大洋」の関係で、かなりの医療費の削減につながっているので、いいところは吸収してやってほしい。電話番号を統一するのか。防犯灯を数多く設置してほしいという要望です。

8 ページをごらんいただきたいと思います。

まちづくり計画は財源の問題もあり、これから何をするにも行政でできるわけではないと思う。地元の要望に対してどう取り組んでいくのか。道路清掃とかは地域の助け合いや地域コミュニティが大切である。高齢化や医療の問題等、地域の中で指導することを計画立てて取り組んでほしい。夏場等は役場の開庁時間を早くしてほしい。統廃合した施設については、そのまま廃校にしないで、地域住民の生涯学習の施設に再利用してほしいという意見が北浦町の会場でございました。

続きまして、玉造町会場の意見でございます。

議会議員の在任の件の経緯と平成19年3月31日までの間の報酬などについての質問がありました。それから、現在の補助等は合併すると下がるのか。電算システムの統合についてはどのような計画になっているのか。ことし、水道料が上がったが、水道料は合併してさら上がるのか。給食費補助はどうなるのか。なぜ財政基盤が弱い町との合併なのか。住民説明会の意見をどのように反映させるのか。また聞いていない人の意見反映はどうするのか。もっと住民の声を聞くべきではないのかというご意見。

それから、3町の平成18年度当初の推定予算額はどうか。職員数や議会議員の削減をどのような計画で行っていくのか。意見交換の時間が少ないので、どのような方法で意見聴取していくのか、意見の反映ができないのではないのか。合併に対する不満などですね。意見聴取の方法を今後どうするのかというご意見です。

続きまして、10ページをごらんいただきたいと思います。

3町の借り入れ総額は幾らなのか。基金は幾らなのか。財政計画の中の地方交付税が微少だが上がっているのはどうしてか。バランスシートの開示をお願いしたい。財政関係のバランスシートを出してほしいというご質問です。説明資料の財政計画の中に、先ごろ新聞で報道された地方交付税の削減数値は反映されているのか、反映させていないのであれば、なぜかというご質問。現在の3町の地方交付税の額は幾らか。また提案後（削減後）の額は幾らかということで、これも財務大臣の話を受けてのご質問でございます。

3町の地方税の額は幾らか。来年度玉造町での職員の新規採用はあるのか。玉造町で施設整備等、これまでやっていないのではないかとということですね。調印式はいつの予定か。協議会の中で玉造町はどのようなものを獲得できたのか。それから、協定項目の中で調整するとかの表現で、合併して具体的にどのようなになるのか見えてこないというご意見。調印式も済んでいないようだが、これからどうなるのかというようなご質問。期限内にこだわらなくてもいいの

ではないかというご質問がありました。

11ページでございます。

新市の新庁舎は要らない、現在の庁舎を有効活用してほしい。議員の在任特例は半年か1年でよいと思う。道路整備問題の解決をお願いしたい。現在実施している複式学級等への補助を継続して実施してほしい。自然教室、自然体験教室ですね、これについては、今までどおり実施してほしいというご意見。きょうの説明会は途中経過の説明であり、もう一度整った段階で説明会を開催してほしいというご意見。合併の意思表示のできる機会をつくってほしいというご意見。安心して暮らせるまちづくりのために給食費の補助や医療費のサービスなど玉造町でやっているサービスを継続してほしい。行方3町合併について、ここまで時間や労力をかけて進めてきたので、今後も主体性を持って前向きに進めてほしいと、こういう意見がございました。

回答については省略をさせていただきましたけれども、順次説明会の中で、ご質問があった内容の報告、概略大まかにこういうものがありましたということでご説明いたしました。

○横山会長 ただいま事務局より報告がございました。皆さん方でご意見等があれば承りますので、よろしくお願いをいたしたいと思います。

(発言者なし)

○横山会長 よろしいですか。

それでは、ないようでありますので、住民説明会の結果につきましては、以上のとおりとさせていただきますと思います。

続きまして、協議事項、①でありますけれども、新市建設計画（案）についてを議題といたします。

新市建設計画（案）につきましては、第12回協議会におきまして、皆様方にご確認をいただいたところでございます。先ほど報告がありました住民説明会で説明をしたほか、県との事前協議を行ったところでございまして、その事前協議に基づいて、修正をお願いしたい箇所がございますので、事務局より説明をさせたいと思います。

事務局、よろしくお願いします。

○森坂計画班長 事務局の森坂です。よろしくお願いいたします。

それでは、私の方から合併まちづくり計画につきまして、県と事前協議をいたしまして、修正箇所が何点かございましたので、それをご説明申し上げたいと思います。

資料の方、12ページになってございます。

建設計画の計画書は、皆さんの方にお配りしてあるかと思いますが、その中のページ数を記載してございます。そして、その訂正箇所は何行目からということで、この表に掲げてございます。上から順にご説明をしたいと思います。

まず、最初に、14ページでございますが、公共施設等の整備状況のところに保育園、幼稚園施設の整備状況が記載してございますが、これにつきましては保育園を保育所ということで、適正な表現にするということで、修正を加えたいと思います。

次に、2つ目が21ページになりますが、こちらでも適正な表現ということでの修正でございますが、まちづくりの計画の教育、文化の向上とともに、学区の見直しというような文章がございまして、これにつきましては、通学区域の見直しというような表現に変更したいというものでございます。

次に、32ページの具体的な施策の中で、保健、医療、福祉の充実の医療救急体制の充実というところでございますが、こちらにつきましては救急医療体制の充実を図りますというような文言がございまして、これにつきましては救急搬送体制の充実を図りますということでの訂正でございます。こちらでも適正な表現についての修正ということでございます。

次に、34ページ、まちづくり計画の中で教育、文化の充実というところがございまして、その中に生涯学習の推進の中に人権問題の記述につきましての文章をつけ加えさせていただきました。さらに人権問題が大きな社会問題になっていることから、人権教育に取り組み、人権意識の向上等を図りますというような文言をつけ加えたいと思います。

次に、36ページに、産業振興の中で農林水産業の振興のところがございまして、こちらにつきましては、水産資源の増殖のための稚魚放流や水質浄化に取り組むということで記載してございますが、これにつきましては稚魚放流や漁場環境の改善に取り組むということに訂正をしたいと思います。水生植物帯の造成などに取り組むという趣旨を盛り込んでの修正ということでございます。

次に、同じく36ページになりますが、商工業振興のところでございますが、既存の商店街の活性化を図るとともに、新しい商業地の形成を促進しますというような文章がございまして、これにつきましては現時点で具体的な新しい商業地形成の計画がないので、その部分の表現としましては、商店街等の活性化を図りますというような文章にしたかどうかということでのご提案でございます。

次に、同じく36ページでございまして、商工業振興の文章の後に、消費者行政の文言につきましてもつけ加えさせていただきました。また、社会経済情勢の変化に伴う消費生活が多様化

し、消費者トラブルが増加、複雑化していることから、消費者の苦情相談、情報提供に努めますという文言を商工業振興のところにつけ加えたいと思います。

次に、37ページに産業の振興の主な事業、主要事業のところ、農林水産業の振興の中に漁業振興事業という事業名で記載がございますが、これにつきましては加工業等幅広くとらえる観点から修正したらどうかということで、水産業振興事業という文言に変えたいということでございます。

次に、38ページになりますが、生活環境の整備の中で、総合防災交通安全の推進の欄です。また当地域は南関東直下型地震のエリア内でもありというような表現がございますが、この文言を、また当地域は南関東直下の地震で著しい被害の生ずるおそれのある地域を含むことからというような表現に変えたいということでございます。

次に、同じく39ページになりますが、その中の水質浄化の推進でございますけれども、下水道事業とあわせて合併処理浄化槽設置を推進ということでございましたが、この部分につきましては、窒素とリンを除去できる高度の処理浄化槽の設置が必要であるというような観点から、文言を下水道と併せて窒素とリンが除去できる高度処理浄化槽の設置を推進という文言に変えたいということでございます。

同じく、次、42ページになりますが、連携交流の促進の施策でございますが、こちらの住民参加の協働の推進というところに、女性の社会参画を促進しますという文章がございますが、これにつきましては、男女共同参画社会の形成のための施策についての基本的な計画を定めるというようなことでございまして、この文言を男女共同参画計画を策定し、男女共同参画社会の形成を促進しますというような文言に変えたいということでございます。

同じく、次に、44ページになります。

行財政の効率化のところでございますが、その中に行政運営の効率化がございます。その中で、職員の適正化、職員の定員適正化に努めますというような文言でございますが、その文言に職員給与の適正化も含めて表記したらどうかということで、職員の定員及び給与の適正化等に努めますというような文言に変えるということでございます。

それから、建設計画の最後に、49ページに財政計画ということで、平成17年から26年までの財政計画を示してございますが、合併特例債の活用事業につきましては、平成26年までの10年間で計画をしているわけでございますが、それらの計画につきまして、実施をより確実にするために平成27年度の財政計画を追加したらどうかということでございまして、資料14ページになりますけれども、きょうの資料の14ページ、今説明した次のページになりますが、そちらの

方に平成27年度の財政計画ということで、皆さんにお示しした平成26年度までの計画にプラスして、平成27年度の財政計画を記載いたしました。合計で 150億 2,900万円ということでございまして、それぞれ歳入歳出の内訳につきましては、ごらんの数字となっておりますので、よろしくをお願いをしたいと思います。

以上で、新市建設計画（案）につきましてのご説明を終わりにしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○横山会長 事務局からの説明が終わりました。

皆さんにご意見等がございましたら、お願いしたいと思います。

よろしいですか。

橋詰委員さん、お願いします。

○橋詰委員 14ページの財政計画（普通会計）なのですが、地方交付税が平成17年から平成27年度までにこの数字を見ますと、多少の変化はありますけれども、この変化の予測はどういうような基準でたてたのか、お尋ねをしたいと思います。それとあわせて、その他の交付金にしましては、ずっと据え置きだということでございますので、地方交付税については変化があるけれども、その他の交付金については全く同数でいっているのは、どのような観点から算出されたのか、算出した考え方、これについてお尋ねをしたいと思います。

○横山会長 それでは、事務局より説明をお願いします。

○森坂計画班長 地方交付税につきましては、合併特例債の償還に伴う交付税措置というのがありますので、その分で若干増加しているような数値になってございます。それと生活保護費の関係ですか、福祉事務所の設置の関係で、その分の交付税措置が4分の1になっていますので、それも見込んで、多少増えています。

○横山会長 橋詰委員さん。

○橋詰委員 そうしますと、今のお話ですと、地方交付税が合併特例債で約70%ですね。

（事業費）100のうち95%（起債対象）を100として、そのうちの70%が算入されてくるという計算で、この地方交付税が変化していると思います。しかし、平成17年度の予算ですが、この数字とほとんど変わらないということは、合併特例債についてほとんど変わっていないというような感じが、今のお話では矛盾するのではないかと思うんですね。特例債を使えばですね、もうちょっと地方交付税がふえてくるのは当然じゃないでしょうか。

○江寺事務局次長 地方交付税については、18年度まで国の方針により減るということで、従来分については、そのような形で、その後は一定程度固定という形で見えています。あと17年度、

18年度、19年度については、特別交付税の約7億5,000万円の分、それがそこに入っているということでございます。したがって、あとそれ以降については、今お話のありました合併特例事業の部分でふえていくんだよというようなことでございますので、17、18、19年については、そういうようなところでプラスアルファがあるということでご理解いただければというふうに思います。

○横山会長 はい、どうぞ。

○橋詰委員 今のお話ですと、合併して10年間は従来の地方交付税を担保するというようなことの前提であるとすればですね、この合併特例債の使う金額的なものはほとんど微増だと。そうしませんと、その数字が平成19年度から20年度、21年度というように、今までの合併した分も10年間担保するという最終年度とそれほど変わっていないと、微増だということについては、合併特例債の使用をそれほど見込んでおられないというような、この財政計画だと思うんですが、その考え方で解釈してよろしいんですかね。そうしませんと、もっと増えるわけだと思うんですね。合併特例債を使用すれば、7割が返ってくるわけですから。

○江寺事務局次長 今のご質問なんですが、ご存じのように、起債事業ですので、通常15年くらいだと思いますけれども、償還の期間を設けておりますので、合併特例事業を仮にですね、150億やって、それを15年で返すということであれば、このような形になるのかなと思います。特例事業をこの10年間でやっていくような話でございますので、確かに26年度についてはかなりの特例債部分の交付税は、大きい額が入ってまいりますけれども、最初の部分というのは何千万から始まるのかなというふうに思っております。例えば26ですと、大体特例債の償還分を7億余ここに見込んでいるというような内容になっております。

○横山会長 はい、どうぞ。

○橋詰委員 合併特例債の上限ですね、この3町合わせた。上限を幾らと見て、幾ら合併特例債で使用したか、大体幾らになるんですか。

○江寺事務局次長 フルに活用したいということで、見ておりますので、若干国庫補助との関係がありますので、起債の額としては150億の半ばの数字だったと、そのぐらいの額で見えます。

ちなみに申し上げますと、合併特例債の部分でいうと、平成30年前後が償還のピークということになるんだと思います。

○横山会長 はい、どうぞ。

○橋詰委員 そうしますと、確認したいんですが、150億円の合併特例債を使用して、合併特

例債を発行しまして、結局金額が地方交付税として 150億円フルに使わせてもらうという前提ということで解釈してよろしいんですか。それでこの数字をはじいたんですか。

○江寺事務局次長 はい、そういうことでございます。

○橋詰委員 それで15年間償還ということですか。

○江寺事務局次長 はい。

○横山会長 ほかにございますか。

(発言者なし)

○横山会長 それでは、ないようでありますので、県との事前協議に伴う修正箇所につきましては、案のとおり決定をしてよろしいでしょうか。

(異議なし)

○横山会長 それでは、案のとおりといたしたいと思います。

次に、協議事項の②でありますけれども、事務事業の統一時期（案）について、を議題いたします。

事務局より説明をお願いいたします。

○江寺事務局次長 それでは、資料の15ページ以降をごらんいただきたいと思います。

これまで合併協議の中で、いろいろ調整方針をご確認をいただいたところでございます。その中で、合併時に統一するということがございまして、その取扱い等について、どうするかということで、合併期日が9月2日ということがありましたものですから、いろいろこちらで検討させていただきまして、本日ご提案を申し上げるということでございます。

こちらの方を朗読して説明をさせていただきたいと思いますが、これまでの合併協議において、「合併時に統一する」とした事務事業等については、合併の期日が年度中途であることから、住民生活への影響、混乱を避けるため、平成18年4月1日に統一することを基本とする。ただし、組織、予算、窓口手数料など、それらを合併時に統一をしなければならないものについては、これを妨げるものではないということで、基本的に組織だとか予算だとか、新市の基本にかかわる部分というのは当然それら合併時に統一をされるということになりますけれども、そのほかのものについては年度中途に、例えば料金改定があったりすると、非常に住民生活に混乱がありますし、いろいろな団体への補助金の取扱いであるだとか、そういうものにおいでですね、4月1日に開始し、年度中途で急に変わるというのはどうなのかなということがありまして、今回こういうふうな提案をさせていただいたものでございます。

理由も同じ理由で書いてございますけれども、なお、合併時に統一する事務事業の例という

ことで、先ほど新市の基本にかかわる部分だというようなお話をさせていただきましたけれども、条例規則、それから組織の関係であるとか、予算の関係、電算システム、それから地方税、納税の関係ですね、それから広報紙の発行だとか、窓口業務、それから手数料、その他にいろいろ想定されるものもあるかと思いますが、そういう統一をしなければならないというものは当然 9 月 2 日の段階で実施をさせていただきますけれども、住民生活が急激に変化しないようにということを前提に 18 年 4 月から統一をするということを基本にしたいというようなご提案でございます。

よろしく願いを申し上げます。

○横山会長 事務局からの説明が終わりました。

皆さんにご意見をお伺いしたいと思います。

何かございますか。

(発言者なし)

○横山会長 それでは、ないようでございますので、事務事業の統一時期につきましては、案のとおり決定をしてよろしいでしょうか。

(異議なし)

○横山会長 それでは、案のとおり決定をさせていただきたいと思います。

ここで 3 時まで休憩をとりたいと思います。よろしくお願いいたします。

(休憩 14:46～15:00)

○横山会長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きたいと思います。

提案事項の合併協定書（案）について、を議題とさせていただきます。

事務局より説明をお願いいたします。

○磯山調整班長 事務局の磯山です。よろしくお願いいたします。

提案事項の合併協定書（案）について説明いたします。

資料の方は、この合併協定書（案）というような記述になっていますので、そちらの方をごらん願いたいと思います。

資料の 1 ページから 5 ページまで、合併協定書（案）について、これまで協議会の中で確認決定をされた調整方針の文言や数字等を統一したり、修正した箇所の正誤表（案）になっております。

次に、6 ページですけれども、合併協定書（案）ということで、麻生町、北浦町、玉造町というところがあるんですけれども、その中の1 ページをごらんいただきたいと思います。

1 として、合併方式、行方郡麻生町、同郡北浦町及び同郡玉造町を廃し、その区域をもって新しい市の設置する新設（対等）合併とする。

2 として、合併期日、合併の期日は、平成17年9月2日とする。

3 として、新市の名称、新市の名称は、行方市とする。

4 として、新市の事務所の位置、（1）として、新市庁舎建設までの条例上の事務所の位置は、現在の麻生町役場の位置とする。

（2）として、新市庁舎については、合併後可能な限り速やかに、新市の中央付近に建設することとし、かつ、新市長誕生後、直ちに庁舎建設に係る検討組織を設立するものとする。

5 財産の取扱い以降、協議会の中で事務調整方針の決定したものを記載しましたので、ごらん願いたいと思います。

あと、ここでちょっと訂正箇所がありまして、2 ページの11、特別職の身分の取扱いを、特別職の職員の身分の取扱いとして、「職員の」という文言を加えてもらいたいと思います。もう1 回言います。2 ページの11の特別職身分の取扱いというところがあるんですが、そちらの方を特別職の職員の身分の取扱いということで、「職員の」という文言を入れてほしいんですけれども。

次に、10 ページをごらん願いたいと思います。

先ほど協議事項の方で協議決定された25の新市建設計画、26のその他として事務事業の統一時期の取扱いについて記載しました。

11 ページの方をごらん願いたいと思います。

調印書、行方郡麻生町、同郡北浦町及び同郡玉造町は、地方自治法第 252 条の 2 第 1 項及び市町村の合併の特例に関する法律第 3 条第 1 項の規定に基づく行方郡合併協議会において、上記のとおり合併に関する協議が整ったので、ここに調印するとなっております。

以上が合併協定書（案）になっていますので、よろしくお願いしたいと思います。

○横山会長 それでは、事務局からの説明が終わりました。

質問等がございましたら、承りますので、お願いをいたしたいと思います。

どうですか。

はい、どうぞ。

○磯山茂男委員 調印書の中で、日程が空白ですけれども、これは正式に決まっているという

ものなのか、それともこれから決めていくものかどうかということです。

○横山会長 それでは、事務局からお願いいたします。

○江寺事務局次長 まだ調印式の日程は正式に決めておりませんので、今後調整をしてということになるかと思います。後ほどスケジュールの中で若干説明する予定でおったんですが、今回協定書の方、提案ですね。次回の協議会の中でご決定いただいて、調印書ができ上がるということになりますので、その後、調印式をやるということになりますから、17年の1月以降の日程で設定をするということでございます。

○横山会長 よろしいですか。

(なし)

○横山会長 それでは、ほかにありますか。

(発言者なし)

○横山会長 それでは、ないようでありますので、提案事項につきましては、以上のとおりとさせていただきますと思います。

続きまして、その他でございますけれども、新市の組織改正について、事務局より説明をお願いいたします。

○永峰総務班長 事務局の永峰でございます。

新市の行政組織の案についてのご説明とご報告を申し上げたいと思います。

まず、お手元の16ページに、新市の行政組織（案）というものをお示ししてございますので、こちらをごらんいただきたいと思います。と存じます。

こちらの行政組織の案を作成するに当たりましては、これまで皆様方の協議会の中で事務組織機構の取扱いの中で、調整方針をまとめていただきました。ご確認、検討をいただきました。これらを基本にしまして、組織機構特別分科会を設置いたしまして、検討を進めてきておりまして、その案として、今回、新市の発足当時ですね、17年の9月2日の発足当時の行政組織の案として、3町長の皆さん方で決定をいただいた案ということで、ご理解をいただきたいと思います。

なお、これまでこれを作成するまでのポイントとして、若干補足で説明をさせていただきます。新庁舎ができるまで、当面3庁舎を利用していくということと、それぞれの部門の本所機能を3つの庁舎に分散して配置をするということをポイントとして、ここまで進めてまいりました。

なお、庁舎の名称としまして、新市の行政組織の案の右側の方に、本所機能と支所機能を配

置する黒丸と白い丸が付されてございますけれども、その上の方に麻生庁舎、北浦庁舎、玉造庁舎ということで、機能を分散して配置をしていくという考えから、こういう庁舎の名称で皆様方にはお願いを申し上げたいということでございます。

それでは、新市の組織の概要についてご説明をさせていただきたいと思います。

ごらんいただきますように、部制をしきまして、市長の部局を4部、また同じように部の扱いとして議会事務局、教育委員会というところで、大きな見方をしますと、市長部局のほか議会及び教育委員会を考えて、おおむね6部というような概念でございます。これらを部ごとにそれぞれの3庁舎に振り分けたという考え方でございます。

最初に、総務部としましては、これは麻生庁舎の方に振り分けてございます。次に、北浦庁舎の方には経済、教育委員会、農業委員会、玉造庁舎の方には市民福祉部、議会事務局、建設部という形で振り分けがなされてございます。

また、今申し上げましたように、本所機能、支所機能ということで、黒い丸印が本所の機能を有するという形でご理解をいただきまして、その他白い丸につきましては、支所機能ということで、課の配置、分室的な配置、あるいは係の配置、これは幾つか考えられるわけでございますけれども、そういう機能を配置するというところでご理解を願います。従いまして、場合によりましては、課という名称がなく係なり兼務で対応することもあり得るというようにご理解をいただければと思います。

今後、これらにつきましても係の事務分担、事務分掌、どういう仕事をするのか、そういうものを踏まえながら、係も含めて、人員の配置について決定をしていくというような予定でございます。

以上、簡単でございますけれども、新市の行政組織の案としまして、3町長でご決定をいただきました案についてのご報告でございます。よろしくお願いいたします。

○横山会長 事務局から説明が終わりました。

今回は、いわゆる幹事課が置かれる庁舎の位置について、ご報告をさせていただいたものでございます。分科会等で再三再四検討させてまいった内容でございますので、ご理解をいただきたいと思います。

内容に不明な点がございましたら、ご説明をいたしたいと思いますので、ご質問をお願いいたします。

はい、どうぞ。

○埴委員 埴でございます。

大分よくできているなというふうに思いますけれども、総務部の企画課、それから情報政策課ということを説明を願いたいと思うんですけれども、どういうふうなのか。

○横山会長 それでは、事務局でお願いいたします。

○永峰総務班長 ご質問ございました企画課と情報政策課、こちらの中身でございますけれども、確定までは見ておりませんけれども、企画課の中身としましては、いわゆるこれまでの企画調整の業務、それと合併後、合併による各種計画及び新市の合併建設計画、それらの進行管理、行財政の改革的な部分も含めてですね、その進行管理も含めた形で、企画課の中で進めていきたいというふうな考えでございます。

また、情報政策課、こちらについては新設の課ということで、3町のどちらの機構にもございませんでしたけれども、これからの情報、地域の情報化も含めて行政の情報化、これはかなり大きなウエートを占めてくるだろうと。また、現在の電算システムの中では、当面同じ計算センターに委託をしていますので、それを総合するような考え方で来ておりますけれども、新市においては、さらにそれらのシステムの開発なり、それらの維持管理、メンテナンスですね。そういうものも含めて、またあるいはインターネットなり、グループウェア等での庁舎間のやりとりを進める必要があるだろうという意味合いで、情報の分野を新設したいということで、情報政策課の設置という考え方でございます。

以上でございます。

○横山会長 委員さん、よろしいですか。

(はい)

○埴委員 ある程度、行財政改革による機構の成果ということを考えますと、新しくつくらなくてもいいんじゃないかなというふうに思いますけれども、それはどうでしょうか。

○横山会長 どうですか。

○永峰総務班長 埴委員さんからご指摘は、新市の行政組織の改革やスリムな組織化などが望ましい、そういう視点でのご意見かと思しますので、分科会の方にその旨ご意見があったということをお伝えしながら、この組織については検討の方を進めていきたいと思しますので、よろしくお願いいたします。

○横山会長 ほかにありますか。

磯山委員さん、お願いします。

○磯山茂男委員 北浦の磯山です。

行政組織（案）を見せていただきまして、先ほど前段で説明ありました合併協定（案）の中

でも対等合併というようなことでうたっているわけですがけれども、この黒丸については本所機能というようなことで、北浦町は農業と教育と、立派なものをいただいているわけですがけれども、数的に麻生町が9、北浦町7、玉造町10というようなことです。こういうことでもうちょっと、何らかの形をとっていただけないかなというふうに思うんですけれども、どうでしょう。

○横山会長 数は違いますよね。ひとつまた分科会の方でよく協議して進めたいと思います。これらの組織については、新市が発足して新しい市長さんができたら、また直したり何かも多分できる状況になると思うんですよね。ですから、この場はこの状況の中で進めてまいりたいということで、3人の町長が合意をしました。これは注文を言いはじまるときりがありません。そういうことで、数だけで処理をしないで、ひとつご理解をしていただきたいというふうに思います。

よろしく願いをいたしたいと思います。

ほかにありますか。

はい、どうぞ。

○橋詰委員 橋詰ですがけれども、この都市計画課についてお尋ねしたいんですが、これ市制をしく段階で、これ都市計画課は必須条件なんでしょうか。

それと都市計画課そのものを設置しますと、都市計画等を作成しなくてはならないという、これ条例上の定めがあると思うんですね。それに従いまして、また用途地域、これまで定める必要性が市制に移れば必須条件となるのか、またはこれ任意でどうにでもなるのか、これ法制上の問題でどうなっているのか、お尋ねしたいと思います。

○横山会長 それでは、事務局にお願いいたします。

○永峰総務班長 今のご質問は、一つは、都市計画課を設置することは、市制を施行するときの要件にあるのかというお話と、もう一つは都市計画の用途について、市制を施行するときに、必須事項なのかという2点についてのご確認かと思います。これらの2点については、必須事項ではございません。

○横山会長 よろしいですか。

○橋詰委員 了解しました。

そういう時点で考えれば、玉造の数は少ないんだということを認識させてもらったわけです。知らないから聞いているわけだね。数だけの問題じゃないんじゃないかと。内容を見ますと、やはり任意で、必須条件ではないということですから、行政改革、または規制緩和、こういうような観点からすれば、用途地域まで定めることは、今の時代に逆行するんだという方向性にな

っています。都市計画課そのものについてのウエートはそれほど大きくならない方がよろしい
んではないかなと。有名無実的な存在にもなりつつあるんじゃないかなと、こう思っています
ので、これも数のうちだということではないんじゃないかなと、こう思ったわけです。

○横山会長 ほかにありますか。

(発言者なし)

○横山会長 それでは、このような状況で進ませていただきたいと思います。

次に、今後のスケジュールについて、事務局より説明をお願いいたします。

○江寺事務局次長 では資料の方、17ページをごらんいただきたいと思います。

きょうはご提案申し上げました合併協定書の（案）について、それからきょうご決定いた
きました建設計画の（案）については、正式に県の方へ本協議ということで、これから手続に
入らせていただきますので、通常事前協議をして修正した後については、本協議においては異
議なしの回答が来るというのが通常の県協議の内容ですということでもありますので、それを待
って、正式に建設計画の案をとるといような作業が残っております。したがいまして、次回
12月27日の月曜日ということで、年末非常にお忙しい中と思いますけれども、建設計画の
（案）について、それから合併協定書（案）についてということを主に協議会の方を開催させ
ていただきたいというふうに思っております。

あわせて小委員会の第3回の方を開催いたす予定でございますので、よろしくお願いをいた
します。

年明けになりますけれども、これは今後若干日程の調整作業の必要な部分になりますけれど
も、合併協定書の調印、それから町議会の議決、そして合併申請書の提出という流れで進んで
いくことになります。

○横山会長 ただいま事務局よりスケジュールについてお話がございました。

これについて何か聞きたいことがありますか。

よろしいですか。

(発言者なし)

○横山会長 それでは、このようなスケジュールでお願いをしたいと思います。

続きまして、議題につきましては以上であります。

なお、前回、橋詰委員さんから国民健康保険税の取扱いについて、発言がございました。国
保税については、平成18年度から統一するよう調整するという方針を確認いただいているとこ
ろであります。18年度統一をしたもので固めたものではないというふうに思っております。

そこで、協議会から分科会に対しまして、3町の国保税の現況を踏まえて、十分に検討し、進めるよう指示をすることで対応してまいりますので、橋詰委員さん、よろしくお願いをしたいと思います。

よろしいですか。

○橋詰委員 はい。

○横山会長 それでは、そのようにさせていただきたいと思います。

それでは、以上をもちまして、協議事項、並びに報告事項については以上でございます。

それで、最後に坂本副会長の方からお話があるということですので、お願いいたします。

○坂本副会長 玉造町の坂本です。

本日は、第14回の合併協議会、報告がございます。私、皆様におわびしなければならないというか、玉造町の状況を皆さんご存じかと思うんですが、お話をさせていただきます。11月24日に住民投票の3,688名の署名簿を受け付けました。それまで、（住民発議による小川町との法定協設置については）10月には臨時議会で、玉造町、麻生、北浦、3町での合併が進んでいるということで、議会も協議会を開き、否決したわけなんです、同時発議ということで、小川町が何か見えない面があるんですが、賛成したというので、大変困惑しているところでございます。法的に認められているわけですから、これはやらざるを得ないというので、大変皆さんにご迷惑、ほとんど（協議）ができあがっているわけで、申しわけないというか、そういう形でございます。私の力不足というか、そういう形であるかと思うんですが、この調印式との関係もあると思うんですが、11月24日に受け付けまして、今職員、その関係者、夜までかけて審査、確認等をしているところでございます。予定をたどっていくと、来年2月5日までに住民投票をやらざるを得ないということでもありますから、決して目いっぱい延ばすとか、そうじゃなくて、できるだけ事務的にもできることは早めてやっていきたいなということで、1月の半ば程度にはやらざるを得ないのかなというか、今の想定でございます。この次の合併協議会にはそういうのもよく、選挙管理委員会がこれ決定することでもありますので、皆さんにお知らせできるだろうと思いますが、今回はそういう状況であります。

皆さんには小川町の状況もある程度はご存じだと思うんですが、玉造町との（法定協設置を）議会可決しながら、玉里村へ町長、議長、合併協議会の会長さん等で申し込みにいったとか、また二、三日前にはおみたま（小美玉：小川町美野里町玉里村の略）の協議会設置が、そういう話し合いを小川町でしているというか、これからもやるんだというような話で、本当に見え

ない面があるので、私の方は、これは麻生、北浦３町でこれだけ決まっているわけですから、住民投票でも賛成いただくように頑張るつもりでございます。よろしくお願いします。

本当に皆さんには申しわけなく思っています。よろしくお願いします。

○横山会長 ありがとうございました。

それでは、事務局の方にバトンタッチをしたいと思います。

よろしくお願いします。

○一條事務局次長 大変お疲れさまでした。

それでは、改めまして、坂本副会長の方から閉会のごあいさつをお願いしたいと思います。

○坂本副会長 それでは、第14回合併協議会、長時間の協議、ご苦労さまでございます。

これにて第14回行方郡合併協議会を終了いたします。

ご苦労さまでございました。

(終了 15:29)